

**民間団体等を対象とした補助金等に関する行政評価・監視（第2次）
結果に基づく勧告に伴う改善措置状況（その後）の概要**

- 【調査の実施時期】 平成17年4月～18年8月
- 【勧告日及び勧告先】 平成18年8月16日 文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省に対し勧告
- 【回答年月日】 文部科学省：平成19年8月17日、厚生労働省：平成19年9月4日、
農林水産省：平成19年8月31日、経済産業省：平成19年8月31日
- 【その後の改善措置状況】 文部科学省：平成20年11月28日、厚生労働省：平成20年11月28日、
農林水産省：平成20年11月28日、経済産業省：平成20年11月28日

【行政評価・監視の背景事情等】

- 補助金等（国の予算科目上の補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費の総称。以下同じ。）は、一定の行政水準の維持や特定の施策の奨励等のための政策手段としての機能を担っており、その総額は、平成18年度当初予算で27兆5,862億円
- このうち、民間団体等（公益法人、社会福祉法人、学校法人、一般企業、個人等）を対象とした補助金等（2兆3,828億円）については、平成17年8月11日に閣議了解された「平成18年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」等において、官と民の役割分担や行政のスリム化の観点から、整理合理化を積極的に推進することとされている。また、依然として不適正事例が発生していることから、適正な執行や指導監督の確保も課題
- この行政評価・監視は、民間団体等を対象とした補助金等のうち、主として、長期間（10年以上）継続し予算が一定額（平成15年度予算額1億円）以上のものについて、その効果的かつ効率的な使用等を図る観点から実施

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 補助金等の執行の適正化等 (勧告)</p> <p>次の措置を講ずるとともに、補助要件等の周知や遵守に係る指導を徹底すること。また、不適正な執行については、返還等厳格かつ適正な対応措置を講ずること。</p> <p>① 研究者個人に交付され、機関管理を行うとされている補助金等については、機関管理等を徹底し、不適正な執行を防止するための措置の強化を検討すること。</p> <p>② 正確な実績報告等の提出を徹底するとともに、実績報告の審査を厳正かつ的確に実施すること。</p> <p>(説明)</p> <p>① 研究者個人に交付され、その所属機関が事務（機関管理）を行う補助金等について、i) 補助金の取扱いを研究者に任せきり、ii) 所属機関による書類の確認等が不十分などから、不適正な執行となっているものなどが発生（調査研究者延べ390人(科学研究費補助金:231人、厚生労働科学研究費補助金等:159人)中10人(科学研究費補助金: 4人、厚生労働科学研究費補助金等: 6人)が不適正な執行)</p> <p>i 科学研究費補助金（文部科学省）</p> <p>ii 厚生労働科学研究費補助金等（厚生労働省）</p>	<p>→：「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒：「その後の改善措置状況」時に確認した改善措置状況</p> <p>→① 大学等の各研究機関に対し、通知等により補助要件等の周知や遵守に係る指導を徹底するとともに、機関管理の実施の徹底、不適正な執行を防止するための措置の強化を実施</p> <p>なお、不適正な執行となっていた研究者 10人のうち4人（科学研究費補助金：3人、厚生労働科学研究費補助金等：1人）については返還済み（返還額計 290万円）であり、6人（科学研究費補助金：1人、厚生労働科学研究費補助金等：5人）については現在調査中の結果に基づき不適正な執行が行われていた補助金を返還させる予定</p> <p>⇒ 科学研究費補助金については、大学等の研究機関の担当者に対し、各種説明会・研修会を開催。平成20年度においては、機関管理の取組実例を示し、機関管理の徹底及び不正防止対策の強化を求めるとともに、研究機関における自己管理体制の強化等への対応状況についてのフォローアップの結果等を公表し、実効性を伴った不正使用等の防止に取り組むよう周知徹底</p> <p>また、平成20年度から、i) 科学研究費補助金では、その申請に際し、当該研究者の所属大学等の機関管理状況報告書の提出を義務付け、ii) 厚生労働科学研究費補助金では、研究者の所属する機関</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>② 補助事業者からの実態と相違した実績報告や、補助対象とする必要のない経費を含めた実績報告に基づいた交付金額の決定など、不適正な執行となっているものが発生</p> <ul style="list-style-type: none"> i 高額医療費貸付事業等交付金（厚生労働省） ii 企業年金連合会事務費補助金（厚生労働省） iii 試験研究調査委託費（農林水産省） iv 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金（経済産業省） <p>2 補助金等の効果的かつ効率的な執行 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 補助事業者等において非効率的な執行となっているものについては、交付手続の迅速化等により補助事業者等の負担を軽減する等、事業執行の効率化を図ること。 ② 貸付時の的確な審査などにより、精算不足金の発生防止に努めるよう指導すること。 ③ 水産物流通対策における実証試験の実施とその成果の普及を図る事 </div>	<p>等による機関管理を補助金の採択要件とした等</p> <p>なお、補助対象と認められない経費への支出等については、i) 科学研究費補助金の1研究者については、平成20年10月に補助金の返還命令の措置を講じ、ii) 厚生労働科学研究費補助金等の5研究者のうち4研究者において、平成19年度中に4,908万6,000円、20年度中に61万1,000円の返還を行っており、その他の1研究者については、内容の精査に時間を要しているが、20年中に7,000円（見込み）を返還させる予定</p> <p>→② 補助事業者等に対し、正確な実績報告の励行と実績報告の内容の審査の実施を指導。また、実態と相違した実績報告等は、再提出させた。</p> <p>なお、不適正な執行となっていた2件のうち1件（石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金）については返還済み（返還額計52万円）であり、1件（高額医療費貸付事業等交付金）については返還させる予定</p> <p>⇒ 決算書類へ添付された証拠書類や実績報告の添付資料、会計帳簿等との突き合わせ等により、実績報告内容の厳正な審査を実施</p> <p>また、前回の回答で返還予定としていた1件（高額医療費貸付事業等交付金）については、平成20年11月に返還済み（13都道府県社会保険協会分17件、返還額合計約100万円）</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="174 197 1137 312">業については、成果を上げることができなかった例の原因・理由を分析し、見出された課題を今後の事業の実施に当たって適切に反映させる仕組みを設けること。</p> <p data-bbox="159 320 241 347">(説明)</p> <p data-bbox="170 355 1144 464">① 補助金等の交付手続が遅延していること、補助事業者等に過度の事務処理を求めていること等により、補助事業者等において非効率的な執行となっているもの</p> <ul data-bbox="210 472 976 624" style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働科学研究費補助金（厚生労働省） ・ 特定原料用甘しょ特別集荷奨励金（農林水産省） ・ 患畜処理手当等交付金（農林水産省） ・ 石油販売業構造改善対策事業費等補助金（経済産業省） <p data-bbox="170 863 1144 935">② 補助金等を原資とする貸付事業で、未回収金が年々増加しているもの</p> <ul data-bbox="210 903 831 935" style="list-style-type: none"> ・ 高額医療費貸付事業等交付金（厚生労働省） <p data-bbox="170 1334 1144 1406">③ 実証試験の実施とその成果の普及を図る事業で、成果を上げることができなかった例（システム化を断念したり、導入したシステムの稼働を</p>	<p data-bbox="1167 355 2096 499">→① 交付要綱等の早期改正等により補助事業者に対する通知を早めること等により交付手続等を迅速化。また、事業終了後における報告書の報告書類の簡素化を図ることにより、補助事業者への事務負担を軽減</p> <p data-bbox="1167 507 2096 815">⇒ i) 厚生労働科学研究費補助金については、平成20年度も6月末時点でほぼすべての研究課題について補助金の交付決定を行ったほか、22年度までに本省から一つの機関へ研究費（競争的資金）の配分機能を移管し、交付手続の迅速化等を一層図っていく予定、ii) 患畜処理手当等交付金については、平成20年5月、都道府県におけるへい殺畜等手当金に係る家畜の評価方法の改善状況を調査し、平成19年1月に示された評価方法事例に基づいて適切な評価が実施されていることを確認しており、事業の効率的な執行を推進</p> <p data-bbox="1167 863 2096 1007">→② 社団法人全国社会保険協会連合会に対し、貸付申込時の審査の徹底指導、都道府県社会保険協会と社会保険事務所の連携強化による精算不足金の発生防止、精算不足金に係る管理・回収マニュアルの策定等厳格かつ的確な回収に対する指導強化を図るよう指導した。</p> <p data-bbox="1167 1015 2096 1286">⇒ 社団法人全国社会保険協会連合会においては、都道府県社会保険協会に対し、「高額医療費等貸付事業の精算不足金の回収について」（平成19年8月20日付け）を发出するとともに、個別指導を実施したほか、ブロック説明会（平成20年7月）を実施する等、精算不足金の厳格かつ的確な回収について指導を徹底。なお、社団法人全国社会保険協会連合会での貸付業務及び高額医療費貸付事業等交付金は平成20年9月をもって廃止</p> <p data-bbox="1167 1334 2096 1437">→③ 水産物流通対策として平成17年度及び18年度に実施した「国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業」において、補助金実施要領等の改正で、補助事業者に対して補助事業終了後3か年間の報告を求</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>停止したもの等)について原因・理由が分析されていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 水産物流通対策事業費補助金の水産物サプライチェーン流通パイロット事業(農林水産省) <p>3 補助金等の整理合理化 (勧告)</p> <p>補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、補助事業の廃止や事業規模の算出方法の見直し等による補助金等の縮減、事業内容を成果の上がるものとする等による補助事業の重点化など、補助事業の在り方を見直すこと。</p> <p>(説明)</p> <p>調査対象補助金等のうち、次の8補助金等については、i) 事業規模等が過大、ii) 事業の実施が低調又は非効率、iii) 補助目的が未達成、iv) 他に類似事業を実施、等の状況</p> <p>① 社会事業学校等経営委託費(厚生労働省)</p> <p>国が日本社会事業大学(日社大)に委託費を交付して学校運営を行う必要性和効果を検証し、事業の全体又は一部が委託事業として実施する必要性が低いと認められる場合、委託事業としては廃止するなど、委託費の在り方を見直すこと。</p> <p>社会福祉主事養成課程(通信教育)について、国からの補助金等を受けずに日社大と同様の課程を実施する中央福祉学院((福)全国社会福祉協議会設立)と比較すると、i) 未修了者の比率が高い、ii) 受講者1人当たりの事業費が高いなど</p>	<p>めることにより勧告に対応する仕組みを創設</p> <p>また、平成19年度から新たに開始した「水産物流通構造改革事業」においても同様の仕組みを設けた。</p> <p>⇒ 国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業(現在の水産物流通構造改革事業)では、平成17年度に開始した事業について、補助事業終了後の実施状況等の報告が、最短で21年度に提出されることとなるため、当該報告を受けた段階で見出された課題を今後の事業実施に反映していく予定</p> <p>→① 平成20年度までに大学評価・学位授与機構の評価を受け、その評価を踏まえて大学の機能の明確化を図れるように必要などところを見直し、運営に反映させることとしており、このような日社大における経営の効率化等の進展や、大学評価・学位授与機構の評価の結果を踏まえつつ、日社大の平成22年度以降の新たな中期目標・中期計画の策定に併せて、委託費の在り方も検討</p> <p>⇒ 平成20年6月に、認証評価(※)に伴う自己点検評価書一式を大学評価・学位授与機構に提出し、現在評価を受けているところであり、その結果が21年3月に出される予定</p> <p>(※) 大学は、平成16年度から、教育研究等の状況について、一定期間ごとに文部科学大臣から認証を受けた評価機関による評価(認証評価)を受けること</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>② 診療等委託費の高年齢労働者安全衛生等調査研究委託費（厚生労働省） 相談センターの設置場所を見直したり、事業ごとに置かれている担当者の配置を弾力化するなどにより、委託費を縮減すること。 支部とは別の場所に設置された相談センターへの来所による相談者は、全体の1割程度で数も少ないなど</p> <p>③ 職業講習等委託費の民営職業紹介事業指導援助事業（厚生労働省） 国からの委託を受けて実施する講習会について、委託費による事業の実施に伴う収入を報告させ、余剰金が出た場合には委託費を減額する仕組みを設けること、委託事業に係る収入（受講費用）及び支出については、積算根拠と併せて公開し、その透明性を高めることにより、委託費の見直しを図ること。 協会は、受講者から受講費用を徴収しているが、この収入が委託事業費精算報告書等に掲載されておらず、厚生労働省に報告することとされていない。なお、収入が支出（講習会の実施に要した経費）を上回った年度もあり。</p> <p>(④ 職業講習等委託費の労働者派遣事業雇用管理等援助事業も同様)</p>	<p>が義務付け また、日社大では、平成19年12月に「法人企画委員会・法人重点事業対策プロジェクト」を発足させ、大学及び専門職大学院の実習教育の一元管理などの事業の見直しを検討しており、既に実習先及び実習指導の一元管理を行うデータベース化を実現するなど、効率的な大学経営に向けた取組みを推進 今後とも大学におけるこれらの取組みを推進させるとともに、併せて委託費のあり方についても検討を進めていく予定</p> <p>→② 労働条件等自主的改善対策推進事業及び中小企業賃金制度支援事業を平成18年度で廃止するとともに、労働条件相談センターの統合・廃止等による設置場所の見直しを行い、委託費を縮減 ⇒ 有期契約労働者就業環境改善プロジェクト事業（平成19年度予算額1.6億円）の廃止などにより、本委託費は、平成20年度に廃止</p> <p>→③ 社団法人全国民営職業紹介事業協会に対し、平成18年度の職業紹介責任者講習会に係る委託事業においては、受講費用の徴収による収支額を委託事業精算報告書等とともに報告させること、受講費用の徴収による剰余金が生じた場合の委託費を減額することを内容とした文書を通知した。 なお、本講習会は、平成19年度以降は国庫からの支出を行わないこととした。</p> <p>(④ 職業講習等委託費の労働者派遣事業雇用管理等援助事業も同様に措置) ⇒ 平成18年度の職業紹介責任者講習会に係る委託事業について、受講費用の徴収による収入額及び支出額を委託事業費精算報告書により報告させたが、受講費用の徴収による剰余金は生じなかった。 また、委託事業に係る収入（受講費用）及び支出については、それぞれの積算根拠と併せて社団法人全国民営職業紹介事業協会のホームページで公開</p> <p>(④ 職業講習等委託費の労働者派遣事業雇用管理等援助事業も同様に措置)</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>⑤ 診療等委託費及び職業講習等委託費の女性と仕事の未来館運営事業（厚生労働省）</p> <p>国からの委託を受けて運営する女性と仕事の未来館の稼働率を上げるなど収入増を図ることにより、委託費の縮減を図ること。</p> <p>施設の周知が不十分であることから、施設の稼働率が低調（平成16年度：18～30%）、施設利用料は、時間帯や曜日等にかかわらず一律に設定され、その金額も類似施設と比較して低い。</p>	<p>→⑤ 施設の稼働率の目標を設定し、その目標を達成するために、企業に対する施設利用料金等を記載したチラシの配付等による周知広報を実施。類似施設との比較を踏まえた利用料金の引上げ等を、平成19年度予算に反映</p> <p>なお、繁忙に応じた利用料金の設定の可否については、類似施設についての情報を集め、平成20年度予算要求に向けて検討する予定</p> <p>⇒ 施設の稼働率の目標（平成20年度稼働率目標値：ホール45%、第1セミナー室50%、第2セミナー室50%、企画展示室50%）達成に向けて、利用案内チラシの作成・配布、ホームページによる周知等により広報活動を実施した結果、稼働率が上昇（平成19年度を16年度と比較した場合、20ポイント前後上昇）</p> <p>なお、繁忙に応じた利用料金の設定について検討を行い、21年度予算要求に反映</p> <p>これらの取組により、全体で委託費（予算）は16年度の4億5,589万5,000円から20年度の3億3,835万7,000円へと縮減</p>
<p>⑥ 水産物流通対策事業費補助金の魚価安定基金造成事業（農林水産省）</p> <p>国からの補助を受けて漁業者団体等に助成するために造成した魚価安定基金について、実態に見合っていない事業規模の算出方法を見直し、事業規模と事業実績の乖離を縮小すること。</p> <p>事業規模算定の基となる「調整保管率」（当該年度に漁業者団体等が魚価安定のために水産物を買取る数量の、水産物ごとの生産数量に対する割合の見込み）が、実際の買取率よりも高いなど、資金造成のための事業規模が事業実績と大きく乖離</p>	<p>→⑥ 事業規模の算出方法を過去の買取実績を踏まえたものに見直した。その結果として平成19年度の予算要求は行わず、既存基金の取り崩しにより事業を実施</p> <p>⇒ 平成20年度も既存基金（11.7億円）が必要な事業費（5.7億円）を上回ったため、前年度に引き続き、国の補助金による新たな資金造成は行わず。</p> <p>なお、今後、指摘を受けた需給変動調整型助成資金にかかる事業を含む現行の国産水産物安定供給推進事業については、事業規模と事業実績の乖離が一定水準を超えた場合、その原因分析を含め検証を行いつつ、効果的な事業実施に取り組むとともに、予算要求に適切に反映</p>
<p>⑦ 石油製品品質確保事業費補助金の石油製品品質確保事業（経済産業省）</p>	<p>→⑦ 試買分析については、試買による分析結果を踏まえ、悪質性が高</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="208 199 1131 311">国からの補助を受けて実施する石油製品の品質を確認するための試買分析を、過去の不適合の発生状況等を勘案して試買分析の実施を図るなど補助金の重点化を図ること。</p> <p data-bbox="208 319 1131 470">i) 品質が保持できないおそれのある給油所の増加などに伴い、給油所数の減少(16年度は12年度の90.6%に減)にかかわらず試買分析件数は横ばいであるが、現在の試買対象は、地域特性や季節変動等を踏まえた重点化が不十分</p> <p data-bbox="168 590 1131 662">⑧ 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金の地域事業環境整備支援事業(経済産業省)</p> <p data-bbox="208 670 1131 742">他業種団体等による事業の実施状況も踏まえ、認知度に応じて周知の対象及び方法を見直すなどによる補助金の重点化を図ること。</p> <p data-bbox="224 750 1131 861">大半の石油組合が実施している「かけこみ110番」は、他業種(タクシー、コンビニ、理・美容等)が同様の事業を実施しており、地域住民等の認知度が比較的高く、地域に定着しつつある状況</p>	<p data-bbox="1220 199 2083 271">いと考えられる給油所を運営する事業者の他の給油所を対象にするなどにより重点化</p> <p data-bbox="1164 279 2083 542">⇒ 平成19年度から、試買拒否等悪質性が疑われる場合については、抜き打ちによる試買分析を実施(平成19年度実績:延べ5万5,012給油所)。また、20年度の揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)の改正により、バイオ燃料等を混合する事業者に対しても登録制度が設けられ、こうした事業者に対しても試買分析を実施するため、20年度に当該予算を拡充(平成20年度計画:延べ7万7,000給油所)。</p> <p data-bbox="1164 590 2083 694">→⑧ 平成18年度実施事業から、費用対認知度が低い周知方法については補助対象外とする、事業内容に応じた周知対象者の絞り込みを行うなどにより事業の重点化を実施</p> <p data-bbox="1164 702 2083 853">⇒ 引き続き、小中学生等に重点を置いた配布物や給油所等における掲示物として認知効果が高いと見込まれるポスター、のぼり、看板類に周知媒体を絞り込むとともに、学校を訪問して学生に直接事業を説明する(平成19年度訪問実績:67校)等効果的な周知を実施</p>